

## 江北町 人事行政の運営に関する状況について

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1)採用状況(H31.4.1採用)

(単位:人)

区 分	競争試験			選 考		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般行政職	3	2	5	0	0	0
指導主事	0	0	0	0	0	0
合 計	3	2	5	0	0	0

#### (2)職員の退職状況(H30.4.1～H31.3.31)

(単位:人)

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	自己都合退職	計
一般行政職	1	0	0	2	3
指導主事	0	0	0	0	0
合 計	1	0	0	2	3

#### (3)部門別職員数の状況

(単位:人)

項 目	職員数		対前年 増減数	
	H30.4.1	H31.4.1		
一般行政部門	議 会	2	2	0
	総 務	23	23	0
	税 務	7	7	0
	農林水産	9	7	▲ 2
	商 工	3	3	0
	土 木	6	7	1
	民 生	9	10	1
	衛 生	5	6	1
	部門計	64	65	1
特別行政部門	教 育	18	20	2
公営企業等	水 道	6	5	▲ 1
	下水道	5	5	0
	その他	3	3	0
	部門計	14	13	▲ 1
合 計	96	98	2	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者等を含み、広域圏派遣職員、臨時職員等を除いた数です。

2 特別行政部門は、教育部門のことで、公営企業等会計部門は、水道事業、下水道事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業のことで。

#### (4)定員の状況

各年4月1日現在(単位:人)

部 門	年 度	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
		実数	実数	実数	実数	実数
一般行政部門	職員数	65	67	67	64	65
	対前年増減	▲ 1	2	0	▲ 3	1
特別行政部門	職員数	14	16	17	18	20
	対前年増減	▲ 1	2	1	1	2
公営企業等 会計部門	職員数	14	13	13	14	13
	対前年増減	▲ 1	▲ 1	0	1	▲ 1
広域圏派遣職員	職員数	3	3	3	3	3
	対前年増減	▲ 1	0	0	0	0
合 計	職員数	96	99	100	99	101
	対前年増減	▲ 4	3	1	▲ 1	2

## (5) 級別職員の状況(H31.4.1現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
職 務	主事 主事補	主事(高)	係長 主査	課長補佐 係長・主査	課長 課長補佐	上級課長	
職員数	19人	26人	15人	20人	14人	6人	100人
構成比	19.0%	26.0%	15.0%	20.0%	14.0%	6.0%	100.0%

※職員数から、技能労務職を除いています。

## 2 職員の人事評価の状況

職員の新たな能力の開発、意欲の高揚のため、能力や努力に見合った人事評価制度を導入しております。

## 3 職員の給与の状況

## (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (H31.3.31 現在)	歳出額	人件費	人件費比率
30年度決算	9,685 人	5,761,356 千円	762,999 千円	13.2%

## (2) 職員給与の状況(普通会計決算)

区 分	職員数	給 与 費			一人当たり給与費
		給 料	職員手当	合 計	
30年度決算	85 人	317,204 千円	159,328 千円	476,532 千円	5,606 千円

※職員数はH30.4.1現在の普通会計に属する職員(町長、副町長、教育長、再任用職員を含む)

※職員手当に、児童手当及び退職手当は含まれていません。

## (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢(H31.4.1現在)

区 分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料	平均給与	平均年齢	平均給料	平均給与	平均年齢
江北町	299,200円	338,800円	39.1歳	-	-	-

## (4) 職員の初任給の状況(H31.4.1現在)

区 分	決定初任給	採用2年経過給料月額
一般行政職	大学卒	171,500円
	高校卒	149,600円
技能労務職	高校卒	155,400円

※決定初任給は、卒業後直ちに採用された場合です。

## (5) 職員の期末・勤勉手当の状況(H31.4.1現在)

区 分	支給月	期末手当	勤勉手当
支給割合	6月期	1.3 月分	0.925 月分
	12月期	1.3 月分	0.925 月分
	合 計	2.6 月分	1.85 月分

## (6) 特別職の報酬等の状況(H31.4.1現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当	
給 料	町 長	(支給割合)	
	副町長		
	教育長		
報 酬	議 長	6月期	1.675 月分
	副議長	12月期	1.675 月分
	委員長	合 計	3.35 月分
	議 員		

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 勤務時間

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	60分

##### (2) 年次休暇の取得状況 (H30.1.1～H30.12.31)

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	全対象職員数 (C)	平均取得日数 (B)÷(C)	消化率 (B)÷(A)
3,309日	826日	94人	8.8日	25.0%

##### (3) 育児休業の状況 (H30.4.1～H31.3.31)

(単位:人)

育児休業取得者	男	女	計
	0	1	1

##### (4) 休暇の概要 (H31.1.1現在)

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給の別
年次休暇	在職期間に応じ1年につき20日以内	有給
夏季休暇	7月1～9月30日までの間に3日以内	有給
公務災害による休暇	必要と認める期間	有給
結核性疾患による休暇	勤続年数に応じ1年6月以内	有給
病気休暇	90日(高血圧症等は180日)以内の期間	有給
生理休暇	2日を超えない範囲内	有給
産前及び産後の通勤休暇	妊娠期間に応じ必要と認められる時間	有給
産前及び産後の休暇	産前8週間(多胎妊娠14週間)以内、産後8週間	有給
出産補助休暇	出産の日から14日以内において2日を超えない範囲内	有給
育児参加休暇	産前8週間(多胎妊娠14週間)から産後8週間の期間に5日を超えない範囲内	有給
育児休暇	1日2回それぞれ30分を超えない範囲	有給
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子の5日を超えない範囲内	有給
特別休暇	その都度必要と認める期間	有給
慶弔休暇	慶弔により7日以内	有給
介護休暇	連続する6月の期間内	無給

#### 5 職員の分限及び懲戒処分者の状況

##### (1) 分限処分者の状況 (H30.4.1～H31.3.31)

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	計
	勤務成績が良くない場合		0	0	0	0
心身の故障の場合		0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く場合		0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合		0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合		0	0	0	0	0
合計		0	0	1	0	1

※分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を果たし得ない場合に、公務の遂行を確保するためになされる職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

##### (2) 懲戒処分者の状況 (H30.4.1～H31.3.31)

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	計
	法令に違反した場合		0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合		0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合		0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を追及し、その制裁として行う処分をいいます。

6 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条を根本基準とし公務を遂行しております。

7 職員の研修の実施状況(H30.4.1～H31.3.31)

区分	受講者数	内容等
各種職員研修	78名	市町職員第1部研修3 市町職員第2部研修4 市町職員第3部研修2 監督者研修5 管理者研修1 新任課長研修2 新任係長研修5 危機管理研修2 財務事務研修2 政策法務研修1 その他51
職員全体研修	72名	働き方改革研修

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)健康診断の実施(H30.4.1～H31.3.31)

区分	対象者	受診者数	検査内容
生活習慣病予防健診	全職員	43名	血液検査、尿検査、生化学検査 胃検診等
人間ドック	30歳以上の生活習慣病 予防健診を受診しない職員	47名	各受診医療機関による

※職員の健康状況を把握し、生活習慣病等の健康障害を早期に発見するため、労働安全衛生法等に基づき定期健康診断を実施しています。

(2)福利厚生事業(H30.4.1～H31.3.31)

事業名	決算額
職員健康診断費助成金	240,000円

(3)公務災害補償(H30.4.1～H31.3.31)

区分	公務災害	通勤災害
申請件数	2	0
認定件数	0	0
不認定件数	0	0

(4)利益の保護の状況

平成30年度においては、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する審査請求、ともに該当ありません。